平成２５年（フ）第１７号
鹿児島県曽於市末吉町二之方2109番地　久木原医院内、前住所福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗4425番地10
債務者　宮﨑　由高
1　決定年月日時　平成25年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第２８号
青森県八戸市多賀台４丁目２番地　県営住宅A18―２、前住所青森県八戸市高州１丁目２番11号　センチュリーナカムラＢ棟101号室
債務者　中田　良治
1　決定年月日時　平成25年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第２９号
青森県八戸市多賀台４丁目２番地　県営住宅A18―２、前住所青森県八戸市高州１丁目２番11号　センチュリーナカムラＢ棟101号室
債務者　中田　美香
1　決定年月日時　平成25年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第３０号
青森県三戸郡階上町大字金山沢字新田２番地33、住民票上の住所青森県八戸市大字河原木字簀子渡２番地17
債務者　木村　政夫
1　決定年月日時　平成25年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第２号
沖縄県国頭郡恩納村字名嘉真2288番地405
債務者　上原　綾乃
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２５年（フ）第３号
沖縄県名護市東江４丁目14番９号
債務者　石嶺　安司
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２５年（フ）第６４８号
大阪市生野区林寺４丁目７番15号
債務者　水野　勝司
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８６６号
大阪府枚方市東船橋１丁目88番地202
債務者　橋村　雄二
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１１６号
大阪府八尾市桂町１丁目１番地市営住宅14―18号
債務者　塚本　千春（旧姓宮﨑）
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２０７号
大阪府交野市藤が尾１丁目４番６棟102号
債務者　並木てるみ
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２２８号
大阪市住吉区山之内２丁目12番５号　グランドヒル206号
債務者　野口　康子
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２５８号
大阪市西成区玉出中２丁目15番22号　藤林ビル３Ｆ
債務者　樋口　誠司
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２６３号
大阪府東大阪市吉田下島７番41号　スイートリバティ306号
債務者　工藤　綾子
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２７１号
大阪市平野区加美西２丁目９番13号
債務者　尾﨑久美子
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７１号
熊本市中央区渡鹿２丁目10番23号
債務者　森川　靖子
1　決定年月日時　平成25年３月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１６６号
熊本市北区龍田弓削１丁目14番66号　真方アパート10号室、前住所熊本市南区出仲間７丁目６番６―306号　市営住宅団地２Ｃ―１
債務者　後藤　京子
1　決定年月日時　平成25年３月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２５９８号
東京都大田区下丸子２丁目34―４
債務者　青山ますみ（旧姓下村）
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部